

オールマイティな 小規模多機能型居宅介護ちご存じですか？

小規模多機能型居宅介護は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるように、浦添市から指定を受けた事業所が行う地域密着型サービスの一つです。

少人数のため利用者同士がなじみやすく、家庭的な雰囲気の中、**通所**を中心に、**訪問介護**や**短期宿泊**を組み合わせた多機能なサービスを提供します。いつでも同じ職員が対応するため安心して利用できるといった利点があります。

介護認定を受けた浦添市民が利用対象で、地域に根ざした高齢者の拠点として在宅介護などの相談も行っています。お気軽にご相談ください。



小規模多機能型居宅介護 安波茶の家(やー) 安波茶2丁目16番1の1 ☎874-9006

職員は元気で明るくがモットーです。
家庭的な雰囲気です。愛の溢れる施設をお探しの方、スタッフ一同、心からご連絡をお待ちしています。

長寿庵 小規模多機能型居宅介護事業所 城間4丁目25番12号 ☎875-3136

今日も楽しかったと言ってもらえる事業所を目指しています。

小規模多機能ホーム あん 大平1丁目34番8 ☎988-0733

浦添市の全ての方が安心して暮らせるようにお手伝いします。お気軽にご相談ください。

小規模多機能型居宅介護 オアシス330 当山2丁目28番6号 ☎877-1165

在宅での介護で困っていませんか？利用者主義の理念のもと、個別ケアの充実・外出支援も積極的に行っています。送迎時間も柔軟に対応しています。

小規模多機能型居宅介護事業所 あいざい 沢岬1110番地2 ☎963-8002

いちやりばちよーでー ぬーぬへだていがあが
わったー むるやーにんじゅ
(出会えたなら、みんな兄弟、何にも隔てはないんだよ。私たちはみんな家族だよ)

問い合わせ
介護保険課 給付係
☎876-1234(内線3593)



障がいのある方の「働きたい!」を応援します!

浦添市障がい者雇用・就労支援月間パネル展示・販売会

障がい者の就労に向けて、市内外の各障害福祉サービス事業所や関係機関・特別支援学校などで就労に関する支援が行われています。

自主製品には、障害福祉サービス事業所で作られたパン・菓子類・装飾品などがあります。市では障がい者の就労に向けた訓練の一環として、毎週火曜日・水曜日に市役所1階市民ホールで行われる自主製品販売活動を支援しています。

また、障がい者の就労に関する理解を深めるための展示会・相談会を下記のとおり行います。皆さんのご来場をお待ちしています。

☆就労系サービス事業所紹介☆

期 間 9月25日(水)～27日(金)
場 所 市役所1階市民ホール

☆障がい者雇用・就労相談コーナーの開設☆

日 時 9月25日(水)～27日(金)
午後2時～4時
場 所 市役所1階 地域支援課相談室



問い合わせ 福祉給付課 ☎876-1234(内線3561・3565)

高齢者のための在宅福祉サービス

～住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

本市では、在宅で生活している高齢者の方々が、できる限り健康で生き生きとした生活を送るための支援や、自立した生活を確保するために必要な支援を総合的に提供します。詳細については、福祉給付課までお問い合わせください。



事業名	サービスの内容	利用できる方	利用料等
軽度生活援助事業	ホームヘルパーを派遣し、掃除、買い物等の軽易な日常生活の援助を行います。	65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、親族等からの援助を受けられない方で、虚弱で疾病等があり、日常生活の支援が必要な方。	家事援助:1時間当たり170円 身体介護:1時間当たり300円 ※生活保護受給世帯は利用料免除
配食サービス事業	栄養バランスのとれたお弁当の配達(夕食のみ)を行い、自立した日常生活が送れるよう、食生活の改善と健康促進を図り、同時に安否確認を行う。	65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、老衰や疾病等の理由で食事の調理が困難な方および安否確認を必要とする方。	健康食:1食当たり400円 制限食:1食当たり500円 ※市県民税非課税世帯 健康食:1食当たり300円 制限食:1食当たり375円
緊急通報システム事業	電話による週1回の定期コール(安否確認)を行う。また、緊急通報装置を設置し、24時間オペレーターへの通報に対応する。	65歳以上の単身または高齢者のみ世帯で、虚弱で疾病等があり、緊急を要する方。	無 料
老人福祉電話設置事業	福祉電話を設置し、コミュニケーションと緊急連絡の手段を確保する。	65歳以上の単身者で日常生活に不自由が多く、市民税が課税されていない方。	電話機の設置・撤去費用は市が負担する。月々の電話料金は利用者が負担する。
外出支援サービス事業	リフト付き車両による通院等の外出支援を行う。	60歳以上の在宅の方で、外出時に一般の交通機関を利用することが困難な方。また外出時に介助を要し、車いすやストレッチャーを必要とする方。	無料(月2回まで利用可能)
在宅介護手当支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額5,000円の介護手当を支給する。	在宅で生活する65歳以上の要介護者(※)を介護する方で、世帯の最多所得者の所得が1千万円未満の方(要介護者および介護者) ※要介護3～5またはそれに準ずる方。	
介護用品支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額6,250円の介護用品支給証を支給する。	在宅で生活する65歳以上の要介護者(※)を介護する方で、市民税非課税世帯に属する方(要介護者および介護者) ※要介護4・5またはそれに準ずる方。	
生活管理指導短期宿泊事業	社会適応が困難な高齢者を施設へ短期間宿泊させ日常生活の指導支援を行う。	65歳以上で、社会的適応が困難な方。	1日につき500円 (別途、食費および居住費がかかります)
訪問介護等利用者負担額軽減措置事業	介護保険サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ)の利用者負担額(1割)のうち4割を助成する。	介護保険被保険者で、介護保険料所得段階1～3段階の方(市民税非課税世帯)	

問い合わせ 福祉給付課 在宅高齢係 ☎876-1234(内線3567)